

開発許可制度の解説（都市計画法編）（宅地開発事業の基準に関する条例編）の改正（案）  
に関する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局宅地安全課  
開発審査班

1. パブリックコメント実施期間：令和8年1月23日（金）から2月24日（火）まで
2. 意見提出者数（意見の延べ件数）：1人（1件）
3. 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
<p>提案基準14（大規模な流通業務施設及び特定流通業務施設）のうち、①及び②は削除し、③の特定流通業務施設のみとするのが適切と考える。</p> <p>【理由】</p> <p>・提案基準14に記載されている「4車線以上の国・県道等並びに高速自動車道等のインターチェンジ等の周辺における…大規模な流通業務施設」のうち、①及び②については国土交通省の開発許可制度運用指針（以下「指針」という）において、策定当初の指針には許可して差し支えないものとして記載されていた。しかしながら、2005年の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流効率化法もとなった法律）の制定に伴い削除され、現行の指針には物流効率化法の認定を受けた特定流通業務施設しか記載されていない。従って従来基準の流通業務施設が残存している現行提案基準は、市街化調整区域においては物流効率化に資する公益性の高い流通業務施設に限定して開発</p>	<p>御意見を頂きありがとうございます。</p> <p>提案基準14に規定する施設につきましては、千葉県内の物流促進等のため必要とされる施設として、一定の区域に限り、その立地を認めています。</p> <p>当該施設の立地基準の見直しにつきましては、流通業務に関する実情等の具体的な変化等が生じた場合に、改めて検討することとなります。</p>

許可を出すべきという国の考え方に反した時代遅れの規定であるため。

・隣接都県の開発審査会提案基準にも流通業務施設を本県のように幅広く認めている事例はないため。